

岐阜市立岩野田北小学校PTA規約

- 第1章 名称と事務所
- 第1条 本会は、岐阜市立岩野田北小学校PTAといい、事務所を岩野田北小学校内におく。
- 第2章 目的
- 第2条 本会は、家庭と学校と社会の緊密な協力によって児童の教育的環境を整え、生活を指導し、福祉を増進させるとともに、会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とする。
- 第3章 方針
- 第3条 本会は、第2条の目的達成をめざす民間団体であるから、特定の宗教や政党にかたよったり、利用や干渉もされない。また学校管理に属する事や、教職員の人事についても干渉しない。
- 第4章 事業
- 第4条 本会は、目的達成のために、次の事業を行う。
- 1 学校の教育環境、設備の改善充実。
 - 2 子ども会育成事業。
 - 3 児童の福利厚生。
 - 4 教育研究の援助。
 - 5 会員の社会生活の向上、親睦。
 - 6 その他必要と認めた事業。
- 第5章 会員
- 第5条 本会の会員は、次の者とする。
- 1 会員は、岩野田北小学校に在籍する児童の保護者と岩野田北小学校の職員とする。
 - 2 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。
- 第6章 会計
- 第6条 1 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってあてる。
2 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
3 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第7条 会員の会費は、月額400円とする。
- 第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第7章 役員
- 第9条 本会に次の役員をおく。
- | | | |
|--------|-----|------------|
| 1 会長 | 1名 | 保護者から |
| 2 副会長 | 若干名 | 保護者から |
| 3 書記 | 若干名 | 保護者、学校職員から |
| 4 会計 | 2名 | 保護者、学校職員から |
| 5 会計監査 | 2名 | 保護者から |
- ただし、役員は学級委員を兼ねないことを原則とする。
- 第7章の2 顧問
- 第9条の2 会長が要請する場合に限り、本会に次の役員をおくことができる。
- | | | |
|----|----|---------------------|
| 顧問 | 1名 | 本校PTA会長および母親委員経験者から |
|----|----|---------------------|
- 顧問は、会長が委嘱する任務をおこなう。

- 第8章 役員の任務
- 第10条 役員の任務は、次の通りである。
- 1 会長は、会を代表し会務を統括する。総会、執行部会を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のある時は会務を代行する。
 - 3 書記は、総会並びに執行部会およびその他の本会の事業について記録し、保管・その他の庶務一切を処理する。
 - 4 会計は、本会の総ての収入、支出を正確に記録し領収書を保管して会計監査委員の監査を受け、次年度始めの総会において報告し承認を受ける。
 - 5 会計監査は、年度会計を監査し、次年度始めの総会において報告する。
- 第9章 役員の選出
- 第11条 役員の選出は、次の通りとする。
- 1 会長、副会長、書記、会計、会計監査等、指名委員会の指名する候補者を3月末までに選出し、4月総会で決定する。
 - 2 書記、会計のうち、学校側の役員は会長が委嘱する。
- 第12条 役員の任期は、一カ年とし、再選をさまたげない。
- 第13条 会長、副会長、書記、会計、会計監査の任期中に欠員が生じた場合は執行部で指名し、その任期は残任期間とする。
- 第10章 部会、委員会の構成と部員、委員の選出
- 第14条 執行部会は、第9条の役員および正副支部長、学年委員長、専門委員長、学校長で構成する。
- 第15条 支部は次の通りとする。
- 1 栗野東1支部 栗野西2支部
 - 2 正副支部長は、各支部の会員の互選又は推薦により、3月末までに決定する。
 - 3 支部委員は各通学班から1名選出することを原則とする。
 - 4 通学班は、別に定める。
- 第16条 各種専門委員会は、次の通りとする。
- 1 成人教育委員会、地域生活委員会、保健体育委員会、広報委員会、学年代表委員会。
 - 2 前項の各委員会の委員長は前年度3月末までに選出する。
 - 3 前項の選出には、前年度の委員全員があたる。
 - 4 副委員長は、委員の互選によって選出する。
 - 5 委員会の委員は、各学級から選出する。
- 第17条 学級委員は、全員出席の上学級より2名を互選または推薦により選出し代表を決定する。止むをえず欠席する時は委任状を提出する。
ただし、特別支援学級については、その年の保護者の意向や状況に応じて決めることとする。
- 第18条 1 学級委員会は、学級委員をもって組織し、委員長1名及び委員長選出以外の学級はそれぞれ副委員長を選出する。
2 学年代表委員会は、学級委員長及び副委員長をもって構成する。
- 第19条 学校長は、各委員会に出席することができる。
- 第11章 部会、委員会の任務
- 第20条 執行部会は、会長の諮問に答え、総会に提出する報告・議案の作成、総会の運営、特別委員会の設定、事業の計画審議、その他必要な業務の処理をする。
- 第21条 支部長は、支部委員および支部選出の専門委員と協力して支部子ども会の健全育成を図るため企画運営、他団体との連携に努める。

- 第22条 1 支部長は、各支部相互の情報交換を図るため、必要に応じて支部長会を開催する。
- 2 支部委員は、子ども会活動や集団登下校の指導育成にあたりとともに校区における委員会活動に協力し会員の交流をはかる。
- 3 支部委員は、インリーダの指導にあたる。
- 第23条 成人教育委員会は、PTA会員の自覚と生涯教育の上に立ち学習し、家庭生活に生かすとともにその充実に努める。
- 第24条 地域生活委員会は、児童の校外生活の向上をはかるために、交通安全指導と生活指導に努めるとともに他団体との連携に努める。
- 第25条 保健体育委員会は、児童と会員の健康安全および体力の増進をはかり学校給食の理解、家庭における食生活の向上に努める。
- 第26条 広報委員会は、会員意識の向上とPTA活動の理解・協力を促す機関誌として広報を発行するとともに、優良視聴覚教材の推奨および活用、PTA会員や地域等への情報提供とその工夫に努める。
- 第27条 削除
- 第28条 削除
- 第29条 削除
- 第30条 1 学年委員会は、学年担任と協力して学年児童の福祉増進を図る。
- 2 学年代表委員会は、学年委員会の行事・連絡・調整等を図る。
- 第31条 学年委員は、学級担任と協力して学級児童の福祉増進を図る。
- 第12章 指名委員会
- 第32条 1 指名委員会は、各支部の会員によって互選または推薦された4名ずつの指名委員によって構成され、互選によって正副委員長を決定する。
- ただし、各支部4名の指名委員のうち、1名は新正副支部長があたり2名は女性を選出する。
- 2 指名委員の選出は、支部長の責任のもとに会員全員を招集した上で互選または推薦により決定する。
- 第33条 指名委員会は、次年度の正副会長、書記、会計、会計監査、育成会校区外会長の候補者を推薦し、候補者の承諾を得て、4月総会前に推薦公表する。
- 第13章 会合
- 第34条 削除
- 第35条 総会は、毎年4月に開き、本年度の役員を決定し、執行部員、各種専門委員長、副委員長を報告する。また、前年度の会務、会計の報告、本年度の事業計画、予算の審議決定、その他重要事項の協議をする。
- 第36条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の十分の一以上の請求があった時これを招集する。
- 第37条 緊急その他の理由で、臨時総会の開けない時は執行部会で代えることができる。
- 第38条 執行部会、各委員会は、毎月1回以上開くのを原則とする。
- 第14章 規約の変更
- 第39条 本規約の変更は、総会で執行部から提案し、出席会員の三分の二以上の賛成によって成立する。
- 第40条 本規約は昭和55年4月1日から執行する。

付則

- 1 本会の目的に賛同するものを賛助会員とする。

改正

- 1 昭和63年4月1日
- (1) 第7条の会費を月額350円とする。
- (2) 第18条学年委員長選出以外の学級はそれぞれ副委員長を選出する。
- (3) 第32条指名委員各支部3名に増員、増員の1名は女性とする。
- 2 平成元年4月1日
- 第32条指名委員会各支部4名に増員、増員の1名は女性とする。
- 3 平成9年4月26日
- (1) 第14条執行部会の構成を学年委員会からは学年委員長とし、学年代表委員会からは正副学級委員長を問わず構成員とする。
- (2) 第16条各種専門委員（学年代表委員会を除く）選出方法を各学級からの選出とする。
- (3) 第34条中、執行部員の報告は第16条の変更により学年委員長を各種専門委員とする。
- 4 平成10年3月7日
- (1) 第9条2項の副会長の定数を3名とする。
- 5 平成11年3月6日
- (1) 第14条 改正
- (2) 第16条の2項 改正
- 同 3、4項 追加
- 6 平成13年3月3日
- ①第9条2項副会長・書記を若干名とする。
- 7 平成18年3月2日
- 第10章 第15条の1項 改正 栗野東2支部を栗野東1支部とする。
- 8 平成19年3月1日
- 第12章 第33条 改正 育成会校区外会長を推薦する。
- 9 平成22年4月1日
- 第10章第15条の1項改正 栗野西2支部を栗野西3支部とする。
- 10 平成24年3月1日
- (1) 第7章の2 追加
- (2) 第9条の2 追加
- (3) 第17条に補足
- 11 平成25年3月6日
- 3月総会の廃止に伴い
- (1) 第11条の1項、第15条の2項、第16条の2項、第33条、35条 改正
- (2) 第34条 廃止
- 栗野台の支部委員は各通学班で2名のため
- 第15条の3項 改正
- 12 平成26年4月19日
- 各専門委員長のみ報告となったため
- 第35条改正
- 13 平成31年4月20日
- 第6章会計 改正
- (1) 第7条の会費を月額400円とする。
- 14 令和2年4月
- 第10章第15条の1項 改正 栗野西3支部を栗野西2支部とする。

岩野田北小学校PTA役員選出内規

- 1 本内規は、本会規約第32条、第33条に定める役員選出のために定める。
- 2 役員とは、本会規約に定める会長、副会長（女性1名以上）、書記、会計、会計監査、育成会校区外会長を言う。
- 3 役員候補者推薦は、各支部（3支部）、執行部、学校関係に区分する。
4支部とは、栗野東、栗野西北（栗野台含む）、栗野西南とする。
- 5 各支部とも指名委員（4名）を先に決定し、現支部長の責任のもとに候補者の推薦検討に入ること。
（1）指名委員4名とは、下記4名をいう。
ア 今年度の副支部長1名
イ 次年度の副支部長1名
ウ 支部委員2名
（2）持ち点0～3点の3～5年生から3名選出。指名委員に加わるか立候補をする。
- 6 候補者の推薦は、他の委員より優先すること。
- 7 候補者の役種については限定する事なく、各支部内から次に定める人数以上を推薦し、紹介書を作成すること。ただし、女性を1名以上を含むこと。
推薦人数 支部内PTA会員数 50名未満 3名
50名以上 100名未満 5名
100名以上 8名
- 8 特に資格検討については、適任者であるか、又就任の諾否を吟味すること。
- 9 特に役員を連続して3期（3年）以上務め、引き続き候補者に推薦する場合は本人の意思を十分に尊重しなければならない。
- 10 候補者は第1回の指名委員会までに推薦書を会長まで提出のこと。なお秘密厳守とする。
（指名委員会）
- 11 第1回目の指名委員会は10月初めとし、PTA会長が招集し、以後は指名委員長が招集する。
- 12 第1回の指名委員会で指名委員長、副委員長を今年度の副支部長より決定する。指名委員長決定まではPTA会長が進行する。
- 13 PTA組織上の構成については、PTA会長及び学校側から詳細に説明する。
- 14 役員の候補者は、各支部の学校関係の推薦書をもとに指名委員会で候補者の紹介と検討を行い、20名以上を選考する。
- 15 指名委員は全員で協力し、役員候補者に就任の承諾を得るように努力する。
- 16 全役員が決定したならば、報告書にて事務局まで報告する。
- 17 2月執行部会までに決定し、また承認を得、4月総会で報告し、承認を得る。
- 18 役員の発表は、執行部会、4月総会とも指名委員会とする。

改正

- 1 平成10年3月7日 内規2を改正
- 2 平成11年3月6日 内規5項（1）ウを改正、エを削除
- 3 平成15年4月25日 内規7項、11項、12項を改正
- 4 平成18年3月2日 内規3項を改正
4支部（栗野東北・栗野東南・栗野西北・栗野西南）を3支部（栗野東・栗野西北・栗野西南）とする。
- 5 平成19年3月1日 内規2を改正
- 6 平成20年2月29日 内規5を改正
- 7 平成22年4月1日 内規3を改正
- 8 平成25年3月6日 内規17、18を改正
- 9 令和2年7月6日 内規5（2）を追加

岩野田北小学校PTA慶弔内規

- 1 本内規は、PTA会員に慶事、弔事、見舞等の事由のあった場合に適用する。
- 2 本内規に定めるところの経費は、PTA予算の慶弔費をもってあてる。
ただし、交通費については、執行部の予算とする。
- 3 本内規による慶弔は、返礼を認めない。
- 4 本内規の運用については、その項目に定める金額、またはこれに相当する物品を贈り、
- 5 各委員は、下記各項目の事由が発生した時は速やかに状況を把握し、会長に報告しなければならない。
- 6 本内規中、役員とは、PTA規約第9条の役員をいう。
本内規中、執行部員とは、PTA規約第14条の構成員をいう。
本内規中、会員とは、PTA規約第5条の会員をいう。
- 7 弔意（死亡）
- 7 弔意（死亡）
 - （1）会員の児童死亡の際は、役員、学校長、該当学級委員が会葬し、弔意を表す。
香典 10,000円 淋見舞 2,000円
生花 一對
 - （2）会員死亡の際は、役員、学校長、該当学級委員が会葬し、弔意を表す。
香典 10,000円 淋見舞 2,000円
生花 一對
 - （3）学校教職員の死亡の場合は、役員、学年委員長、学級委員が会葬し、弔意を表す。
香典 10,000円 淋見舞 2,000円
生花 一對
 - （4）執行部員の配偶者死亡の際は、執行部全員、該当学級委員が会葬し、弔意を表す。
香典 10,000円 淋見舞 2,000円
生花 一對
 - （5）執行部員と同居の父母が死亡した場合は、執行部代表が会葬し、弔意を表す。
香典 5,000円 淋見舞 2,000円
生花 一對
 - （6）学校教職員の配偶者、子、同居の父母死亡の場合は、執行部代表、該当学級委員が会葬し、弔意を表す。
香典 5,000円 淋見舞 2,000円
生花 一對
 - （7）教職員、執行部委員の祖父母死亡の際は、同居に限り香典を贈ることができる。
香典 3,000円
 - （8）執行部員、教職員の第1親等の場合、弔電を打つ事ができる。
- 8 傷病見舞
 - （1）教職に公傷があった時、または役員、委員が公務のため負傷した時は、そのつど役員会で協議し、見舞する。
 - （2）執行部員並びに教職員が20日間以上入院の際は、PTA会長が会を代表して校長とともに見舞い、金3,000円をおくる。
 - （3）PTA会員並びに児童が20日間以上入院の際は、PTA会長が会を代表して校長とともに見舞い、金3,000円をおくる。
- 9 災害見舞
 - （1）会員（保護者及び教職員）の自宅が火災の場合、金5,000円の見舞金をおくりPTA会長が会を代表して校長とともに見舞う。
 - （2）上記（1）以外の罹災見舞金については、役員会でそのつど協議し決める。
- 10 慶事
 - （1）教職員の結婚に際しては、祝電を打ち祝意を表す。
 - （2）（削除）

- 1 1 転退職 削除
- (2) 年度内活動終了後、速やかにPTA会費からの補助金についての会計明細を作成し、領収証を添えて関係する専門委員会へ提出する。
関係する専門委員会は補助金が適正に使われているかを確認し、会計へ提出する。
- 1 2 交通費 改正
市P連が主催する研修会及び会議についてのみ交通費を支給する。
(1) 長良橋以南の場合 一律700円
(2) 長良橋以北の場合 (岩野田中学校区内を除く) 一律500円
(3) 一日にわたる会議及び研修には昼食の補助として800円を上記(1)(2)に加えて支給する。
- 1 3 その他考慮しなければならないことができた場合は、その都度、役員会または執行部会で協議する。
- (1) 平成17年3月3日 4(活動)を4(設立)として追加
5(会員)を5(活動)とし、内容を改正
6(運営)を6(会員)とする
7(予算)を7(運営)とし、(3)を追記
8を(予算)とし、(2)を追記
- (2) 平成25年3月6日 4を改正

改正

- (1) 昭和63年7月1日 (改正) 施行
(2) 平成4年4月1日 (改正) 施行
(3) 平成10年4月17日 (改正) 施行
(4) 平成13年3月3日
10 慶事結婚に際しての金10,000円、出産に際しての金5,000円削除
(5) 平成22年3月5日
11 転退職 削除

PTA同好会 (クラブ・サークル) 活動内規

- 1 (目的) 本会は、会員相互の親睦を深め、よりよい親子関係を築くことを目的とする。
- 2 (名称) 会には、PTAとしての常識ある会名をつける。
- 3 (方針) 活動は、目的達成をめざすことから、特定の宗教や政党に片寄ったり、利用、干渉もされない。
- 4 (設立) クラブ・サークルを設立したい場合は、PTA同好会 (クラブ・サークル) 提案者により12月末までにPTA会長に申請する。(提案書は本部に設置) PTA執行部は提案書を検討し、承認のうえ、PTA総会に提案。出席会員の3分の2以上の賛成によって設立となる。
- 5 (活動) 目的達成のため、新規・継続どちらの会も、年度当初に活動計画書を作成し、会長に提出する。(活動計画書は本部に設置)
- 6 (会員) 本会の会員は、岩野田北小学校に在籍する児童の保護者と教師とする。
- 7 (運営) 会員の募集は年度当初に、関係する各専門委員会が実施する。
(1) 会を統括するため、各クラブ・サークルごとに部長をおく。
(2) 部長は、会の運営組織及び会員の名簿を会長まで提出する。
(3) 部長は、PTA総会時に活動計画を報告する。
- 8 (予算) 同好会として活動し、PTAからは若干の補助のみとする。
(1) 1同好会 1万円以内とする。
ただし、PTA会員から5名以上所属している場合とする。